



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会社名 株式会社 シモジマ
代表者 代表取締役社長 下島 和光
(コード番号 7482 東証第 1 部)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 谷中 浩三
(TEL 03-3862-8626)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、責任限定契約を締結できる役員の範囲が社外取締役・社外監査役から、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)や監査役に拡大されたため、定款第 28 条(取締役の責任限定)、同第 35 条(監査役の責任限定)を変更するものであります。

なお、変更案第 28 条(取締役の責任限定)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する定款規定の根拠条文(定款第 32 条 3 項)の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日(金曜日)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条から第27条（条文省略）</p> <p>（取締役の責任限定）</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条から第32条（条文省略）</p> <p>（監査役の選任決議）</p> <p>第32条（条文省略）</p> <p>②(条文省略)</p> <p>③当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととする場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④(条文省略)</p> <p>第33条から第34条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任限定）</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第36条から第44条（条文省略）</p>	<p>第1条から第27条（現行どおり）</p> <p>（取締役の責任限定）</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条から第32条（現行どおり）</p> <p>（監査役の選任決議）</p> <p>第32条（現行どおり）</p> <p>②(現行どおり)</p> <p>③当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととする場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④(現行どおり)</p> <p>第33条から第34条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任限定）</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第36条から第44条（現行どおり）</p>

（下線部分は変更箇所を示しております。）